

保険料均等割額の軽減

基準日^{※1}における前年中の世帯内の所得合計が一定基準以下である場合、均等割が減額される措置があります。

医療給付費分

対象者の所得要件（世帯主および世帯の被保険者全員の総所得金額等の合計額）	均等割の軽減割合	軽減後の金額
--------------------------------------	----------	--------

43万円+{10万円×(年金・給与所得者数^{※2}-1)}^{※3}以下 7.2割 15,356円

43万円+{10万円×(年金・給与所得者数^{※2}-1)}^{※3}+31万円×被保険者数 以下 5割 27,421円

43万円+{10万円×(年金・給与所得者数^{※2}-1)}^{※3}+57万円×被保険者数 以下 2割 43,874円

子ども・子育て支援納付金分

対象者の所得要件（世帯主および世帯の被保険者全員の総所得金額等の合計額）	均等割の軽減割合	軽減後の金額
--------------------------------------	----------	--------

43万円+{10万円×(年金・給与所得者数^{※2}-1)}^{※3}以下 7割 411円

43万円+{10万円×(年金・給与所得者数^{※2}-1)}^{※3}+31万円×被保険者数 以下 5割 685円

43万円+{10万円×(年金・給与所得者数^{※2}-1)}^{※3}+57万円×被保険者数 以下 2割 1,096円

※1 軽減判定は毎年4月1日時点の世帯状況で判定します（4月2日以降に資格を取得したときは、取得した日）。

※2 年金・給与所得者とは以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 給与収入が55万円超
- ② 65歳未満（前年12月31日時点）で公的年金等の収入が60万円超
- ③ 65歳以上（前年12月31日時点）で公的年金等の収入が125万円超

※3 { }内は世帯の年金・給与所得者の数が2人以上の場合のみ適用

※65歳以上の人の年金所得については、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。

※事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

※後期高齢者医療制度の資格取得日の前日に被用者保険（協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合など）の被扶養者であった方は、均等割額が資格取得から2年間で5割軽減され、所得割は課されません。ただし、所得が低い世帯に属する人は軽減割合が高い方（7.2割、子ども分は7割軽減）が優先されます。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度に関する問い合わせ
▶住民課 保険年金係 TEL 391-1121 FAX 394-3423

後期高齢者医療制度の保険料の計算方法や、保険料均等割額の軽減についておしらせします。なお、後期高齢者医療制度についても、国民健康保険税と同様に、今年度から「子ども・子育て支援納付金分」が加算されます。

詳細はこちら▶



保険料の計算方法

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して、保険料を計算します。保険料は法令に基づき、「医療給付費分」は2年ごとに、「子ども・子育て支援納付金分」は毎年見直されます。なお、令和8年度の保険料は、令和7年中（令和7年1月1日から12月31日まで）の所得を用いて計算します。保険料額と納付方法は、7月中旬に町から送付する保険料納入通知書等をご確認ください。

● 医療給付費分

令和8年度 年間保険料額 上限額 85万円	=	均等割額 54,843円	+	所得割額 (被保険者に係る 基礎控除後の総所得金額等 ^{※1}) × 9.53%
--------------------------------	---	-----------------	---	---

● 子ども・子育て支援納付金分

令和8年度 年間保険料額 上限額 21,000円	=	均等割額 1,370円	+	所得割額 (被保険者に係る 基礎控除後の総所得金額等 ^{※1}) × 0.25%
-----------------------------------	---	----------------	---	---

※1 総所得金額等は以下にご留意ください。

- ▶各収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額等）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額は含まれますが、退職所得は含まれません。
- ▶遺族年金や障害年金は収入に含まれません。
- ▶各種所得控除（社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除等）は、適用されません。

課税限度額の引き上げ

課税限度額

納税義務者1世帯に課税される 年間税額の上限額

国民健康保険税には、課税限度額として年間税額の上限額が定められていますが、医療給付費分の引き上げ、子ども・子育て支援納付金分の設定を行いました。

	課税限度額	算定の対象
医療給付費分	66万円から67万円に引き上げ 67万円	全ての被保険者
後期高齢者支援金分	26万円	全ての被保険者
介護納付金分	17万円	40歳～64歳の被保険者
子ども・子育て支援納付金分	3万円	全ての被保険者

保険税軽減判定基準額の見直し

国民健康保険税には、前年中の世帯内の所得合計が一定基準以下である場合、均等割（1人当たり課税）と平等割（1世帯当たり課税）が減額される措置があります。今回の改正では、物価上昇の影響で軽減世帯の範囲が縮小しないよう、5割軽減および2割軽減の軽減基準を見直しました。

	改正後 軽減判定基準額
7割	43万円+{10万円×(年金・給与所得者数 ^{※1} -1)} ^{※2}
5割	43万円+{10万円×(年金・給与所得者数 ^{※1} -1)} ^{※2} +31万円×被保険者数 ^{※3} 30.5万円から31万円に引き上げ
2割	43万円+{10万円×(年金・給与所得者数 ^{※1} -1)} ^{※2} +57万円×被保険者数 ^{※3} 56万円から57万円に引き上げ

※1 給与収入が55万円を超える方、または公的年金等の収入額が65歳未満の場合は60万円を超える方、65歳以上の場合は125万円を超える方

※2 { }内は、世帯の年金・給与所得者の数が2人以上の場合のみ適用

※3 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した方を含む

国民健康保険税

保険税の算定に関する問い合わせ
▶税務課 町民税係 TEL 391-1117 FAX 391-1191

国民健康保険税の税率や軽減判定基準額の改正などについてお知らせします。

また、今年度の改正から、国が推進する「子ども・子育て支援金制度」に基づき、保険税に「子ども・子育て支援納付金分」が加算されます。この支援金は、社会全体で子どもや子育て世帯を支えるためのもので、さまざまな施策に充てられます。

制度の詳細はこちら▶



保険税率の変更

県内の保険料（税）水準の統一と国民健康保険財政の安定運営を目的として、税率を以下のとおり変更しました。

	改正前 令和7年度	改正後 令和8年度	増減	標準保険料率 令和8年度
給付費分 医療分	所得割	6.20%	6.20%	— 6.86%
	資産割	8.10%	6.00%	-2.10% —
	均等割	31,500円	31,600円	100円 29,851円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.30%	2.40%	0.10% 2.86%
	資産割	2.80%	2.10%	-0.70% —
	均等割	11,900円	12,000円	100円 12,376円
40歳～64歳の方のみ 介護納付金分	所得割	2.00%	2.20%	0.20% 2.45%
	資産割	2.90%	2.10%	-0.80% —
	均等割	13,400円	13,200円	-200円 12,994円
子ども・子育て 支援納付金分	所得割	—	0.20%	0.20% 0.25%
	均等割	—	1,000円	1,000円 1,184円
	平等割	—	700円	700円 723円

世帯構成を考慮したモデルケースによる各家庭の税額計算例などは、広報こもの令和8年5月号または町ホームページでご確認ください。

